

公益財団法人かながわ生き生き市民基金特定資産取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人かながわ生き生き市民基金（以下、かながわ生き生き市民基金）における定款第4条第1項から第8項までに掲げる事業の円滑な推進と、安定した事業運営を図ることを目的に、収入の一部を調整財源として確保し、収入金額の変動に対処するとともに公益目的事業の遂行とさらなる資金を必要とする場合に備えるため、特定資産を置くものとする。

(定義)

第2条 本規程において特定資産とは特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産をいう。

2 別に定めるに特定資産取扱要領における、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

①交付者の定めた使途に充てるために保有している資金

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」（以下、認定法施行規則という）第22条第3項第6号にて定められている「寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金」に係る資金をいう。

②交付者の定めた使途に従い使用・保有している財産

認定法規則第22条第3項第5号にて定められている「寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。）であって、当該財産を交付した者の定めた使途に従って使用し、若しくは保有しているもの」に係る資金をいう。

③特定費用準備資金

認定法規則第18条第1項本文にて定められている将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る）に係る支出に充てるための資金をいう。

(特定資産の積立と限度額)

第3条 特定資産として積立をする際は別に定める特定資産取扱要領にて定める。

2 積立方法は、この特定資産取扱要領にて特定資産ごとに定める。

3 特定資産の限度額は、この特定資産取扱要領にて特定資産ごとに定める。

(特定資産の取崩し)

第4条 特定資産は、当該年度の適正な規模の事業を行おうとする場合、及びかながわ生き生き市民基金の運営を円滑に行う場合、特定資産取崩し以外の当該年度の収入では、その資金をまかなうことが困難と認められるとき、または資金不足等により安定したかながわ生き生き市民基金の運営が困難な場合、その所要資金をまかなうときに取り崩すものとする。

2 特定資産の取崩しは、別に定める特定資産取扱要領にて特定資産ごとに定め、理事会での議決により行うものとする。

(利息の処理)

第5条 特定資産により生ずる利息は、特定資産に受け入れないものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

2 別に定める特定資産取扱要領についても改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、2014年5月17日から適用する

2017年5月13日改訂

公益財団法人かながわ生き生き市民基金特定資産取扱要領

特定資産名称	運転資金積立金	福祉たすけあい基金助成金積立金	新助成プログラム開始準備積立金	研修・セミナー事業積立金	相談・助言事業積立金
種別	交付者の定めた用途に充てるために保有している資金	交付者の定めた用途に従い使用・保有している財産	特定費用準備資金	特定費用準備資金	特定費用準備資金
特定目的	一般財団法人設立のために拠出した資金として管理し、その資金の運用益を法人会計として法人運営に活用することを目的とする。	福祉たすけあい基金の助成金として管理し、次年度以降の福祉たすけあい基金の助成金として活用することを目的とする。	定款に定められた助成事業を推進するための新たな助成プログラム開始準備及び助成費用を確保することを目的とする。	定款に定められた啓発事業としての研修・セミナーの開始及び事業実施のための費用を確保することを目的とする。	定款に定められたコンサルティング事業としての相談・助言事業の開始及び事業実施のための費用を確保することを目的とする。
財源	指定正味財産	指定正味財産	一般正味財産	一般正味財産	一般正味財産
積立方法	新たな積み立ては行わない。	個人または団体より福祉たすけあい基金として寄附を受けた資金の内、助成金分の年度末の収支差額を積立てる。	個人または団体からの寄附金を原資とし、その後は年度毎に寄附を募り、年度末の収支差額を積立てる。	個人または団体からの寄附金を原資とし、その後は年度毎に寄附を募り、年度末の収支差額を積立てる。	個人または団体からの寄附金を原資とし、その後は年度毎に寄附を募り、年度末の収支差額を積立てる。
積立上限額	385万円	2,000万円	500万円	500万円	500万円
目的取崩の要件	法人設立時の拠出金として原則、取崩しは行わない。	福祉たすけあい基金の助成事業遂行にあてるための支払費用に必要が生じた場合には、理事会の議決を経て、必要額を取崩すことができる。	新たな助成プログラム開始の準備及び開始後の助成金として、支払費用に必要が生じた場合には、理事会の議決を経て、その必要額を取崩すことができる。	研修・セミナー事業の準備及び開始後の事業遂行にあてるための支払費用に必要が生じた場合には、理事会の議決を経て、その必要額を取崩すことができる。	相談・助言事業の準備及び開始後の事業遂行にあてるための支払費用に必要が生じた場合には、理事会の議決を経て、その必要額を取崩すことができる。
目的外取崩の要件	法人設立時の拠出基金として原則、取崩しは行わない。	上記の目的を重視し、原則として目的外取崩しは認めない。	上記の目的を重視し、原則として目的外取崩しは認めない。但し理事会が新たな事業資金に充当することを決議した場合はこの限りではない。	上記の目的を重視し、原則として目的外取崩しは認めない。	上記の目的を重視し、原則として目的外取崩しは認めない。但し理事会が新たな事業資金に充当することを決議した場合はこの限りではない。
運用方法	当面は、市中金融機関の定期預金として運用する。	当面は、市中金融機関の普通預金として運用する。	当面は、市中金融機関の普通預金として運用する。	当面は、市中金融機関の普通預金として運用する。	当面は、市中金融機関の普通預金として運用する。